

平成

五條市議会第一回三月定例会会議録(第四号)

二十六年

平成二十六年三月二十日(木曜日)

議事日程(第四号)

平成二十六年三月二十日 午前十時開議

第一 議第二号 五條市地域の元氣臨時交付金基金条例の制定について

議第八号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

議第九号 五條市税条例等の一部改正について

議第十四号 平成二十五年五條市一般会計補正予算(第六号)議定について

第二 議第六号 五條市小規模改良住宅条例の制定について

議第十五号 平成二十五年五條市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)議定について

議第十六号 平成二十五年五條市簡易水道特別会計補正予算(第二号)議定について

議第十七号 平成二十五年五條市下水道事業特別会計補正予算(第二号)議定について

議第十八号 平成二十五年五條市墓地事業特別会計補正予算(第一号)議定について

議第十九号 平成二十五年五條市介護保険特別会計補正予算(第二号)議定について

第三 議第三号 公益的法人等への五條市職員の派遣等に関する条例の制定を求める決議について  
(第五号)

追加第一 選第三号 副議長の選挙について

本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

出席議員(十二名)

欠席議員(なし)

説明のための出席者

市長  
教育長

堀 太

内 田

伸 好

起 紀

十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
大 益	吉 山	福 岩	窪 吉	宗 牧	平 養						
谷 田	田 口	塚 本	田 部	野 岡	田						
龍 吉	雅 耕		佳	康 雅	清 全						
雄 博	範 司	実 孝	秀 正	寛 一	司 康						

事務局職員出席者

事務局係長	事務局長	理事	青
事務局次長	事務局長	市長公室長	山
事務局長	事務局長	総務部長	内
		危機管理監	成
		すこやか市民部長	智
		あんしん福祉部長	
		産業環境部長	
		都市整備部長	
		西吉野支所長	
		大塔支所長	
		教育部長	
		水道局長	
		消防長	
		会計管理者	
		市長公室次長	
		秘書課長	
		財政課長	
笹久乾		和竹河上中中町森森新辻谷山櫻竹樫青	
谷保		田本村南永口本本井口本井田内山	
雅		剛勝康孝仁正敏浩健信幸邦敬和成智	
豊彦旬		明治友男克充治弘行夫彦雄美三彦吉博	

事務局主任 片山仁美  
速記者 柳ヶ瀬五美

午前九時五十八分再開

○議長（益田吉博）ただいまから、去る七日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。（「九番」の声あり）山口議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（山口耕司）議事日程等の調整のため、暫時休憩をお願いします。

○議長（益田吉博）暫時休憩いたします。

午前九時五十九分休憩に入る

午後一時零分再開

○議長（益田吉博）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（益田吉博）日程第一、議第二号、議第八号、議第九号及び議第十四号の四議案を一括して議題といたします。

本案につきましては総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会吉田雅範委員長。

〔総務文教常任委員長 吉田雅範登壇〕

○総務文教常任委員長（吉田雅範）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第二号、議第八号、議第九号及び

議第十四号の四議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る三月七日の本会議において当委員会に付託され、十日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第二号 五條市地域の元気臨時交付金基金条例の制定につきましては、国から本市に交付される「地域の元気臨時交付金」を原資として新たに基金を造成し、平成二十六年度における当該交付金対象事業の財源として活用するため本条例を制定するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、平成二十五年度に支出する三千万円の使途についてただしたのに対し、「生活バス購入事業、じんかい処理費、やまと広域環境衛生事務組合への負担金の一部、ため池の改修、道路新設改良事業、消防庁舎建設事業の一部等に充当している。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第八号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、国家公務員の給与の改定が実施されたことに伴い本条例の一部を改正するもので、当局から説明がりましたが、委員から、勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合の基準についてただしたのに対し、「本市では、人事評価制度が未導入であるため、勤務成績判定シートで判断している。」との答弁がありました。委員から、勤務成績についてただしたのに対し、「出勤、病気休暇、育児休業、懲罰関係等を判定基準としている。」との答弁がありました。委員から、評価の判定基準についてただしたのに対し、「例えば顕著な功績があり表彰されるくらいのものでないと昇給されないということであるが、現在は勤務成績により相対評価で行っている。大原則は五十五歳で昇給はストップするものである。」との答弁がありました。

また、委員から、答弁の中で評価対象に育児休業が入っていることについてただしたのに対し、「発言が誤っており、育児休業については評価対象外である。」との答弁がありました。

また、委員から、五十五歳からの昇給額についてただしたのに対し、「二年ごとに一人当たり月額で約一千六百円である。」との答弁がありました。

また、委員から、昇格した場合についてただしたのに対し、「昇格した場合は、給料は上がる。」との答弁がありました。

また、委員から、人事院勧告の市職員の給与に対する拘束力についてただしたのに対し、「法的に拘束力はなく、基本的には議会の議決により決めていくものであるが、五條市には人事委員会がないため、国に準拠している。」との答弁がありました。

また、委員から、勤務成績判定シートの内容で評価することについてただしたのに対し、「基本的には五十五歳以上の昇給は停止となるが、

この勤務成績判定シートを参考に評価させていただきたい。」との答弁がありました。

また、委員から、この勤務成績判定シートは、出勤等の日数ばかりであり、他の評価対象についてただしたのに対し、「懲戒処分に関係する委員会等も参考にし、適切に判断してまいりたい。」との答弁がありました。

また、委員から、昇格があれば給料は上がるが、昇給がない場合は職員のモチベーションが下がる。この条例案でいいのか判断が難しいとの意見や職員の士気高揚への懸念があるとの意見があり、午前十時五十分に意見調整のため休憩に入りました。

午前十一時十五分に審査を再開し、本案につきましては、慎重審査を経て起立による採決の結果、全員一致をもって否決すべきものと決定いたしました。

次に、議第九号 五條市税条例等の一部改正につきましては、督促手数料の適正化を図るとともに、納税者等の市税及び保険料の納期内納付に対する意識の高揚及び納期内納税者との公平性を図るため、市税及び保険料における督促手数料を改正するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、徴収しにくい理由及び督促状発送の状況についてただしたのに対し、「長期入院や災害等により多額の費用が必要な場合を想定しており、件数については約一万二千件で、督促状の内訳は個人市民税が約三千三百件、固定資産税が約五千件、軽自動車税が約三千五百件である。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第十四号 平成二十五年度五條市一般会計補正予算（第六号）議定につきましては、人事異動等に伴う職員給与費並びに退職手当等一億三千四百三十三万円、財政調整基金積立金一億円、退職手当基金積立金一億円、地域の元氣臨時交付金基金積立金八千七百七十四万九千円、生活保護費の医療扶助費更正減三千万円、道路ストック点検委託料二千七百万円、（仮称）五條総合体育館建設工事費十五億円、五條小学校プール改築工事費一億二千九百八十万円、西吉野小中学校屋内運動場非構造部材耐震化工事費一千二百二十一万円、林道災害復旧工事費二千九百九十五万円、地方債繰上償還金六千二百二十八万円等の合計二億八千六百万三千円を追加し、その財源は、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金、市債、寄附金で賄い、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二百十八億九千二百八十八万八千円とする歳入歳出予算の補正並びに繰越明許費の計上、地方債及び債務負担行為の補正をするもので、当局の説明により了承した次第であります。午前十一時五十分に昼食のため休憩に入り、午後一時三十分に再開しました。

初めに、繰越明許費における消費税増税分の反映についてただしたのに対し、「増税分を考慮して予算計上している。」との答弁がありま

した。また、小規模住宅地区改良事業の完了予定が十一月末となっており、仮設住宅の入居期限との整合性についてただしたのに対し、「小規模改良住宅は六月末に完成し、八月末までに入居していただく予定である。」との答弁がありました。

次に、五條小学校プール改築事業の夏休みまでの完了についてただしたのに対し、「夏休みまでには工事は完了できない。プールのシーズンは終わる九月以降に工事の発注を予定している。」との答弁がありました。委員から、工事の必要性を以前から認識していたのであれば、計画性をもって早くから事業を実施すべきであるとの意見がありました。

次に、橋りょう点検の具体的な場所についてただしたのに対し、「宇野橋（宇野町）、片平歩道橋（住川町）、小山こ線橋（小山町）の三橋である。」との答弁がありました。

次に、市内の小中学校の耐震改修の状況についてただしたのに対し、「非構造部材の耐震化の対象は西吉野小中学校の体育館のみである。校舎・体育館の耐震化としては、今年度で北宇智小学校、宇智小学校、野原小学校、五條東中学校の体育館の耐震化が終了し、残りは、五條東中学校のトイレ棟のみである。」との答弁がありました。

次に、繰越明許費で国の好循環実現のための経済対策を活用した事業についてただしたのに対し、「（仮称）五條総合体育館建設事業を始め、五條小学校プール改築事業、道路維持修繕事業の一部、西吉野小中学校屋内運動場非構造部材耐震化事業等であり、総額で約十七億円である。」との答弁がありました。

また、委員から、美しい森林づくり基盤整備事業は昨年の十二月定例会に補正予算を計上したものであり、平成二十六年度に繰り越すことについてただしたのに対し、「当初予算で七百万円計上したが、県の予算に残額があるため平成二十六年実施予定の事業を前倒しで要求してきたことから、十二月定例会において一千万円を追加補正したが、その事業が今年度完了しないため繰越しとした。また、補助金の流れとしては、事業費の五〇パーセントを国から県、市を通じて森林組合に支出し、残りの五〇パーセントを地権者が負担するものである。」との答弁がありました。

次に、旧辰巳邸内部整備事業の進捗状況についてただしたのに対し、「整備する中で、場所により天井高の差があることから排煙等に支障を来すことが判明したことにより、設計を見直す必要が生じたため繰り越すこととなった。」との答弁がありました。委員から、整備方針等についてただしたのに対し、「展示等のスペースとちゅう房を入れ替えて整備をする。川村たかし氏の基本的な紹介については、旧辰巳邸で紹介するが、数多く展示する場合などは他の場所で展示することも検討している。」との答弁がありました。

次に、二見保育所跡地の国からの払下げの状況についてただしたのに対し、「三月六日に契約書の送付があり、現在決裁を上げている状況である。」との答弁がありました。

次に、消防費の繰越事業についてただしたのに対し、「耐震性貯水槽新設事業は、繰越事業の二見保育所跡地に設置するため遅れている。(仮称)五條消防署西吉野救急出張所建設事業は、自家発電設備の需要の高まりにより納入が遅れている。消防団格納庫等建設事業は、第一種低層住居専用地域に設置するために必要な奈良県建築審議会の審議に時間を要している。地区別ハザードマップ作成事業及び職員初動マニュアル作成業務委託は、県の地域防災計画の見直しが遅れており、県の計画と整合性をとる必要がある。防災倉庫及び資機材購入事業は、繰越事業の二見保育所跡地に設置するため遅れている。」との答弁がありました。

次に、昨年十二月定例会で電気料金の値上げによる補正予算があったが、今回のふれあい交流館等の電気料金の値上げによる補正予算との違いについてただしたのに対し、「十二月定例会では市の直営施設について補正予算を計上したが、今回は、指定管理者に対する指定管理料の追加である。」との答弁がありました。

次に、二見保育所跡地の購入部分の割合についてただしたのに対し、「全体の三分の一は購入し、三分の二は無償貸付けを受ける。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、平成二十五年度、平成二十六年年度の人権に関する事業について報告を受けた次第であります。以上、御報告申し上げます。

○議長(益田吉博) 報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る七日に行いました議案審議において既に終了いたしましたので、御報告を終わります。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

「〔異議なし〕の声あり」



○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。  
これより本案を議案ごとに採決いたします。

○議長（益田吉博） 初めに議第二号、五條市地域の元気臨時交付金基金条例の制定についてを採決いたします。  
本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。  
お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博） 次に議第八号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。  
なお、この採決は起立により行います。  
本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は否決であります。  
お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（益田吉博） 起立少数であります。  
よって本案は否決されました。

○議長（益田吉博） 次に議第九号、五條市税条例等の一部改正についてを採決いたします。  
本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。  
お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に議第十四号、平成二十五年五條市一般会計補正予算（第六号）議定についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第二、議第六号及び議第十五号から議第十九号までの六議案を一括して議題といたします。

本案につきましては厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会大谷龍雄委員長。

〔厚生建設常任委員長 大谷龍雄登壇〕

○厚生建設常任委員長（大谷龍雄）議長の発言許可をいただきましたので、ただいま議題となりました、議第六号及び議第十五号から議第十九号の六議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、三月七日の本会議において当委員会に付託され、十一日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第六号 五條市小規模改良住宅条例の制定につきましては、五條市大塔町に建設の小規模改良住宅の設置及び管理に關し必要な事項を定めた本条例を制定するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、第十二条の要領第十五に定める基準についていただいたのに対し、「譲渡処分についての基準が八項目規定されており、まず、住宅の耐用年数の四分の一の期間が経過していることとなつており、木造住宅の耐用年数が三十年であることから、七・五年が経過することが前提条件であり、その他の要件と併せて勘案することとなる。」との答弁がありました。

また、委員から、第四条にある要綱第九第一項に掲げる者についてただしたのに対し、「入居基準としては要綱のとおりであるが、大塔地区の災害により住宅を流失した方に住宅を提供していくものである。」との答弁がありました。委員から、一般市民の入居についてただし

たのに対し、「地区を設定しているので市内の誰もが入居できるものではない。」との答弁がありました。

また、委員から、宇井地区と阪本地区の建築戸数の振り分けについてただしたのに対し、「住宅を流失した方にアンケート等を行って必要戸数を決め、急しゆんな地形の中で確保できる敷地を検討した結果である。」との答弁がありました。

また、委員から、家賃の設定についてただしたのに対し、「基本的には他の市営住宅の家賃の算定方法と同じであるが、周囲の状況、今後の状況も勘案し適切な価格を設定していく。そのため減免等の条項も設けている。」との答弁がありました。委員から、入居者の収入増に伴う退去についてただしたのに対し、「収入超過による応分の負担は必要であるが、小規模改良住宅の趣旨から退去する必要はない。」との答弁がありました。

また、委員から、連帯保証人が不要とされる特別の事情についてただしたのに対し、「連帯保証人は必要だが、生活保護世帯等の事情により特例として免除するものである。」との答弁がありました。

また、委員から、要望による新たな住宅の建築についてただしたのに対し、「アンケート及び聞き取り調査の結果で建築戸数を決定したので、追加して建築する予定はない。」との答弁がありました。

また、委員から、仮設住宅の入居期限後における入居者の住宅の見込みについてただしたのに対し、「小規模改良住宅入居者以外は自宅等に戻る予定である。」との答弁がありました。

次に、議第十五号 平成二十五年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、国民健康保険運営協議会委員報酬一万二千元、高額医療費共同事業拠出金更正減三百七十二万二千元、保険財政共同安定化事業拠出金七百十三万円、療養給付費等負担金返還金六千五百二十四万円の合計六千八百六十六万円を追加し、その財源は、繰越金で賄い、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ四十七億三千九百六十六万円とするもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、国民健康保険運営協議会の委員の人選については、年齢や性別を考慮し、幅広い意見を求められるよう求める意見がありました。

次に、議第十六号 平成二十五年五條市簡易水道特別会計補正予算（第二号）議定につきましては、宇井地区簡易水道施設災害復旧事業三千九百九十七万五千元、組合管理施設災害復旧補助金百七十五万円、宇井地区水道未普及地域解消事業一億七千二百七十三万円を繰越明許費に計上するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、宇井地区水道未普及地域解消事業の入札が不調となったことについてただしたのに対し、「大塔地区では災害復旧工事等が行われており、専任の技術者不足等が理由で入札参加者がなかったということ

が考えられる。」との答弁がありました。

また、委員から、二回目の入札条件の変更の有無及び平成二十六年当初予算への計上についてただしたのに対し、「最初の入札はAランクの七者で行ったが、二回目はBランクを入れて二十四者を対象に入札を行った。また、予算については平成二十五年度予算を繰り越すものである。」との答弁がありました。

次に、議第十七号 平成二十五年度五條市下水道事業特別会計補正予算(第二号) 議定につきましては、下水道維持事業八十五万円、流域関連公共下水道事業四千九百五十万円を繰越明許費に計上するもので、当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第十八号 平成二十五年度五條市墓地事業特別会計補正予算(第一号) 議定につきましては、墓地候補地評価業務委託百九万円を繰越明許費に計上するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、探している墓地の規模及び箇所数についてただしたのに対し、「過去には一千六百基程度不足していると説明しているが、最低でも四百から五百基程度の墓地を検討している。」との答弁がありました。

また、委員から、毎年繰り越しているのかただしたのに対し、「今回が初めての繰り越しである。」との答弁がありました。

また、委員から、業務委託の発注状況についてただしたのに対し、「未発注であり、職員が候補地を選定している状況である。」との答弁がありました。委員から、平成二十七年三月までに完成するかただしたのに対し、「完成できるよう鋭意努力をしている。」との答弁がありました。

また、委員から、墓地については田園地区の住宅開発業者が墓地用地として提供した土地を了承し、市の土地としたが、墓地用地としては最適でない場所であることから、開発業者へ再度、墓地用地提供を要請することについてただしたのに対し、「働き掛けはしたが、市との話は結着しており、他の墓地用地は提供できないとの見解である。」との答弁がありました。

次に、議第十九号 平成二十五年度五條市介護保険特別会計補正予算(第二号) 議定につきましては、電算システム改修業務委託二百四十八万円を追加し、その財源を国庫支出金、繰入金で賄い、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三十六億千五百八十二万八千円とするもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、電算システムの改修の内容についてただしたのに対し、「消費税率が八パーセントに変更されることに伴うシステムの変更である。」との答弁がありました。

こうして、当委員会に付託された六議案につきましては、慎重審査を経て、それぞれの議案について採決を行い、全員一致をもって可決す

べきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から平成二十五年度、平成二十六年年度の人権に関する事業について及び岡中継施設築造工事について報告を受けた次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（益田吉博）報告が終わりました。

ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま厚生建設常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）日程第三、発議第三号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）発議第三号、公益的法人等への五條市職員の派遣等に関する条例の制定を求める決議について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により提出します。

平成二十六年三月二十日提出

提出者 五條市議会議員 牧野雅一

賛成者 五條市議会議員 吉田雅範

〃 福塚 実

○議長（益田吉博）提案の趣旨説明を求めます。（「三番の声あり」）三番牧野雅一議員。

〔三番 牧野雅一登壇〕

○三番（牧野雅一）ただいま議長の発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第三号、公益的法人等への五條市職員の派遣等に関する条例の制定を求める決議について、案を朗読して提案の趣旨説明とさせていただきます。

公益的法人等への五條市職員の派遣等に関する条例の制定を求める決議（案）

地方公共団体が人的援助を行うことが必要と認められる公益的法人等の業務に専ら従事させるためには、職員を派遣する制度等を整備することが法の下に定められている。

本市においては、職員派遣ではないものの勤務場所等から派遣職員と実質的に変わらないと見受けられる勤務場所があり、憂慮すべきことである。

このことは、配置された職員の身分保障や良好な職場環境の保持等を勘案すれば、市として早急な対応が求められるところである。よって、市当局に対しては、法の趣旨にのっとりた条例の早期制定を強く求めるものである。

以上、決議する。

平成二十六年三月二十日

五條市議会

以上、提案の趣旨説明を申し上げましたが、各位にはよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は決議案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（益田吉博） 起立全員であります。

よって本件は、決議案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博） 岩本 孝議員から、副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よってこの際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

地方自治法第一百七十七条の規定により岩本 孝議員の退場を求めます。

〔岩本 孝議員退場〕

○議長（益田吉博） まず、その辞職願を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成二十六年三月十八日

五條市議会議長 益 田 吉 博 殿

五條市議会副議長

岩 本

孝

辞 職 願

このたび、諸般の事情により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

○議長（益田吉博）お諮りいたします。岩本 孝議員の副議長の辞職を許可することに賛成の方の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

○議長（益田吉博）起立多数であります。よって副議長の辞職の件は同意されました。  
岩本 孝議員の入場を許します。

〔岩本 孝議員入場〕

○議長（益田吉博）ただいま副議長が欠員となりました。  
お諮りいたします。この際副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よってこの際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

○議長（益田吉博）追加議案及び日程を配布させます。

追加議案及び日程の配布漏れはございませんか。――。

配布漏れなしと認めます。

これより日程に入ります。

○議長（益田吉博）追加日程第一、選第三号を議題といたします。  
事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）選第三号、副議長の選挙について。



地方自治法第百三条第一項の規定により本市議会副議長の選挙を行う。

平成二十六年三月二十日提出

五 條 市 議 会

○議長（益田吉博）意見調整のため休憩いたします。

午後一時四十四分休憩に入る

午後四時五十九分再開

○議長（益田吉博）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので会議が成立いたします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

意見調整のため、暫時休憩いたします。

午後五時零分休憩に入る

午後六時四十分再開

○議長（益田吉博）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので会議が成立いたします。

○議長（益田吉博）追加日程第一、選第三号を議題といたします。

本件につきましては休憩前に上程されておりますので、これを継続いたします。

これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は投票、指名推薦のいずれの方法といたしましょうか。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）副議長選挙は投票でお願いしたいと思います。

○議長（益田吉博）副議長の選挙は投票をもって行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議がないようですので、副議長の選挙は投票で行うことに決しました。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（益田吉博）ただいまの出席議員数は十二名であります。

投票用紙を配布させます。

〔投票用紙配布〕

○議長（益田吉博）投票用紙の配布漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔事務局次長投票箱点検〕

○議長（益田吉博）異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

事務局長に氏名を点呼させます。

〔事務局長氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長（益田吉博）投票漏れはございませんか。――。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（益田吉博）開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に大谷龍雄議員及び吉田雅範議員を指名いたします。よって両議員の立会いをお願いします。

投票箱を開き投票の点検をさせます。

〔事務局次長投票を点検〕

○議長（益田吉博）選挙の結果を報告いたします。

投票総数 十二票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。  
そのうち

有効投票 十一票

無効投票 白票 一票

有効投票中

平岡清司議員 六票

福塚 実議員 五票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は三票であります。よって平岡清司議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました平岡清司議員が議場におられますので、本席から会議規則第三十二条第二項の規定により、告知をいたします。

当選されました平岡清司議員から当選承諾並びに就任の御挨拶をいただくことにいたします。平岡清司議員。

〔平岡清司登壇〕

○二番（平岡清司）失礼いたします。

皆さんの一票を投じていただきました。副議長に就任いたしました平岡でございます。

今後、市議会発展のために、一生懸命やらせていただく所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（益田吉博）ありがとうございます。

ここで前副議長の岩本 孝議員から副議長退任の御挨拶をいただきます。

〔岩本 孝登壇〕

○七番（岩本 孝）失礼します。

議長から発言のお許しをいただきましたので、副議長退任の挨拶をさせていただきます。

副議長に就任させていただいてから三箇月余りでございますが、改選後の初議会で多くの同輩の皆様の御信託を受け、副議長に就任させていただき今日まで務めることができました。まずは、心からお礼申し上げます。

紳士協定による任期一杯まで務めさせていただくのは本意ではございますが、このたび私は信念にのっとり、副議長の職を辞することになりました。その訳は、二月十六日の人権講演会における議長の挨拶でございます。挨拶の中で、議長は、西吉野町の一人の発言を捉え、「西吉野はそういう地区がないから人権に対する意識が低い、またこのことを謙虚に受けとめてほしい。」などの発言があり、私はこの議長の発言が大変残念であり、悲しむべきことでありましたので、公平・平等・差別のない五條市を願う私は、議長の発言に強い抗議の意味を持って辞任させていただきました。

新たに副議長になりました平岡副議長には大変おめでとうございます。

私は一議員に戻り、引き続き市民の負託に応えるため誠心誠意努力してまいりますとともに、今後差別のない五條市の構築を切にお願い申し上げます。退任の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（益田吉博）以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日二十一日から二十三日まで休会とし、次回二十四日午前十時に再開して議案審議を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後六時五十四分散会

